

# 令和7年度大島紬産地モニターツアー事業業務委託 企画コンペ実施要領

この要領は、表記業務に係る企画コンペに参加しようとする者が提出する企画提案書を審査し、受託者を選定する手続に関し、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務の目的

県外の一般消費者等を対象にした本場大島紬の産地ツアーを実施するとともに、SNS等を活用した情報発信をすることにより、大島紬の魅力を体感・発信する機会の創出を図る。

## 2 業務委託の概要

- (1) 業務名 令和7年度大島紬産地モニターツアー事業業務委託
- (2) 履行期限 令和8年3月19日(木)
- (3) 業務概要 別添『令和7年度大島紬産地モニターツアー事業業務委託仕様書(案)』参照

## 3 事業費

### (1) 委託上限額

5,923千円(消費税及び地方消費税を含む)

※但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### (2) 対象経費

業務の実施に必要な人件費、謝礼金、旅費、役務費、需用費、使用料等。

なお、備品類の購入経費は対象外とする。

## 4 参加要件

企画コンペに参加できる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 法人格を有すること。
- ② 地方公共団体及びこれに類する団体、観光団体等で同種の事業実績があること。
- ③ 旅行業(第1種、第2種又は第3種)の有資格者であること、又は連携先に有資格者を含んでいること。
- ④ 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者
  - ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

## 5 実施スケジュール(予定)

令和7年5月13日(火)	企画コンペ公募開始
令和7年5月21日(水)	企画コンペ説明会
令和7年5月26日(月)	質問書の提出締切
令和7年6月4日(水)	参加意思表示書提出締切
令和7年6月11日(水)	企画提案書等の提出締切
令和7年6月16日(月)	一次審査・結果通知
令和7年6月20日(金)	二次審査(プレゼンテーション)
令和7年6月下旬	採否通知・契約締結

## 6 応募に係る提出書類について

### (1) 質問書の提出について(希望する場合のみ)

- ① 提出書類 質問書(第2号様式)
- ② 提出方法 電子メール(FAXは不可)
- ③ 提出期限 令和7年5月26日(月)
- ④ 質問に対する回答

質問書の内容及び回答は、企画コンペ参加表明者全員に電子メールで送信する。  
その際、質問者名は公表しないものとする。

### (2) 参加意思表示書の提出について

- ① 提出書類 参加意思表示書(第1号様式)
- ② 提出方法 電子メール又はFAX
- ③ 提出期限 令和7年6月4日(水)

### (3) 企画提案書等の提出について

#### ① 提出書類

##### ア 企画提案書(仕様書に基づく具体的実施案)

※企画提案書はA4版(必要に応じてA3版の折り込みも可)用紙を横向き使用、横書き、上綴じとする(着色可)

##### イ 参考見積書

※正式な見積書については、企画コンペの結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

##### ウ 実施スケジュール、実施体制図(スタッフ体制)

※共同企業体にあつては、構成事業者の業務分担のわかるもの

##### エ 類似の実績(過去3年以内における主な実績)

##### オ 会社概要

##### カ 旅行業登録を受けていることを証明できるもの

- ② 提出方法 電子メール(PDFデータ)
- ③ 提出期限 令和7年6月11日(水)まで

## 7 委託先の選定・契約方法

### (1) 一次審査

提出された書類を審査基準に基づき、一次審査する。

### (2) 二次審査(プレゼンテーション)

一次審査を通過した事業者によるプレゼンテーションを実施する。

① 開催日時 令和7年6月20日(金)

② 開催方法 ウェブ会議方式

### (3) 委託先の選定・契約方法

企画コンペ方式とする。プレゼンテーションに参加した事業所の中から、審査基準に基づき審査を行い、特に内容等が優れていると認められる応募者を予算の範囲内で採択する。

### (4) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項13号により、随意契約とする。また、契約保証金については、鹿児島県契約規則第33条第9号の規定により免除する。

### (5) 委託契約の締結

県は、委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予算の範囲内で委託契約を締結する。なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合は、次点者と契約の締結について協議する。

### (6) 契約に当たっての留意事項

鹿児島県と受託者との委託契約については、事前に仕様書で双方の意思確認を行う。また、契約締結に当たっては、採用された企画提案の内容・規模等について、双方で協議のうえ、変更する場合がある。

### (7) 審査基準

#### ① 的確性

- ・仕様書の内容に沿って、大島紬の魅力を体感、発信でき、収益性の向上につながる提案となっているか。
- ・ツアー内容、募集方法、日程等、参加者の集客が見込める提案となっているか。
- ・企画提案書はわかりやすくできているか。

#### ② 妥当性

- ・実施手順・スケジュールは明確且つ妥当か。
- ・見積金額は妥当な積算となっているか。

#### ③ 実現性

- ・業務執行のための必要な実施体制が取られ、迅速・柔軟な対応ができる体制になっているか。
- ・ツアーの実施に際し、安全かつスムーズに実施できる体制が確保できているか。
- ・類似業務の受託実績があるか。

#### ④ 先進性

- ・提案内容が創意工夫に溢れ、魅力的な内容となっているか。
- ・ターゲットを明確にし、効果的な手法の提案となっているか。

## 8 その他

- (1) 当事業による成果物の権利(著作権, 著作権等)は鹿児島県に帰属するものとする。
- (2) 提出した書類データは返還しない。
- (3) 企画提案に要する一切の費用は各社負担とする。
- (4) 著作権法等法令に抵触しないこと。
- (5) 本要領等に関する質問は, 電話又は電子メールですること。
- (6) 選定結果については, 全参加事業者に電子メールにて連絡する。
- (7) 採択後は, 決定した業者と委託者で業務打合せ(必要に応じて提案された企画の修正・変更)を行い, 委託契約を締結する。

なお, 契約手続きに要する費用は, 受託者負担とする。

- (8) 事業実施に当たっては, 委託者と協議しながら事業内容を決定することとし, 企画の一部を修正又は変更する場合がある。

## 9 応募・問合せ先

鹿児島県商工労働水産部販路拡大・輸出促進課 担当:永盛・池畑

電話:099-286-3050

FAX:099-286-5581

Email: tokusan@pref.kagoshima.lg.jp